



## ○公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証した。

平成14年5月9日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上伊那郡中川村	地籍簿及び地籍図	平成13年度	葛島の一部	平成14年 5月9日
上伊那郡飯島町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から 平成13年度まで	七久保の一部	平成14年 5月9日
上水内郡信州新町	地籍簿及び地籍図	平成11年度から 平成13年度まで	大字里穂刈の一部	平成14年 5月9日
上水内郡信州新町	地籍簿及び地籍図	平成10年度から 平成13年度まで	大字新町の一部	平成14年 5月9日
下伊那郡南信濃村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から 平成13年度まで	和田の一部	平成14年 5月9日

農村整備課

## ○公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行う。

平成14年5月9日

長野県公安委員会委員長 塚 田 和 男

## 1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能 検 定 員 審 査	知識・技能 (普通)	平成14年6月7日(金) 午前8時30分から午後5時まで	長野市川中島町原704-2 長野県警察本部交通部 交通安全センター
	知識・技能 (大型二種、 普通二種)	平成14年6月3日(月) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成14年6月3日(月) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成14年6月4日(火) 午前8時30分から午後5時まで	
教 習 指 導 員 審 査	知識・技能 (普通)	平成14年6月20日(木) 午前8時30分から午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、 普通二種)	平成14年6月3日(月) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成14年6月17日(月) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成14年6月14日(金) 午前8時30分から午後5時まで	

## 2 審査方法

## (1) 技能検定員審査(大型、普通又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査 (大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

## (3) 教習指導員審査 (大型、普通又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

## (4) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成14年5月27日(月)までとする。

## (3) 審査手数料の額

## ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員審査(普通)	20,500円
(イ) 技能検定員審査(大型、普自二)	14,750円
(ウ) 技能検定員審査(大型二種、普通二種)	22,050円

## イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員審査(普通)	12,150円
(イ) 教習指導員審査(大型、普自二)	9,850円

(ウ) 教習指導員審査(大型二種、普通二種)

12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

#### 4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

免 許 課
-------